

# 『陳亮集・増訂本』抄訳（三）

——「廷對」訳注（1）——

中嶋 諒・福谷 彬

## 一 はじめに

本稿は、南宋の思想家、陳亮（一一四三～一一九四／九五）の文集『陳亮集・増訂本』巻一一所収の「廷對」について、訳注を試みたものである。陳亮の平生や、その思想の特徴、変遷については既発表の訳注『陳亮集・増訂本』抄訳（一）——「勉彊行道大有功」訳注』（『論叢アジアの文化と思想』第二七号所収）、『陳亮集・増訂本』抄訳（二）——「六經發題」「語孟發題」訳注』（同第二八号所収）で一通り終えているので、ここでは繰り返し返さない。本稿の「はじめに」では、陳亮の「廷對」が書かれた背景と、その陳亮思想の中での位置づけを述べたい。

『陳亮集・増訂本』卷一一所収の「廷對」は、紹熙四年（一一九三）の作で、郷試、省試、殿試と続く宋代の科挙試験のうちの殿試の答案である。本抄訳（一）で訳注を試みた「勉強行道大有功」はこのうちの省試での答案で、この「廷對」はその半年後の著述である。陳亮はこの年の科挙受験に先立って、既に二度の不合格を経験していた。また、陳亮は身内の不祥事や冤罪のために生涯に三度も獄に繋がれ、家は極度に貧しかった。彼の文集にはそうした我が身の不遇を吐露する言葉が少なからず収められており、陳亮がこの度の科挙受験にどれほどの熱意を燃やしていたかは想像に難くない。

殿試は通常、皇帝臨御の下、皇帝が受験者に対して下問するという形式で行われ、順位は試験官が付けた採点の上に、皇帝の裁量が加わる。この陳亮の「廷對」の試験上の順位は、当初は全体の第三位とされていたが、光宗はこの「廷對」を読んで大いに感心し、自らこれを引き抜いて第一位に据えたとされる（『宋史』卷四二九、陳亮伝）。この結果、陳亮は念願の科挙合格、それも状元での及第を果たすこととなった。喜びの絶頂にあった陳亮であったが、彼は間もなく病を發し、翌年にはその波乱の生涯を終えることとなった。この「廷對」は陳亮の最晩年の、最も力を入れて書いた渾身の著述ということになる。本訳注でこの「廷對」を選んだのは、この答案が陳亮思想の最晩年のもので、科挙合格を悲願とした陳亮にとつては集大成にあたる著述と言えるからである。もつとも、その内容は朱熹ら道学者の間で波紋を呼ぶこととなった。

この「廷對」には陳亮の答案だけでなく、皇帝の出題文も収録されており、陳亮の答案がいかなる出題

に応じたものであるかが、明確となる形式となっている。また、その内容は当時の南宋の朝廷の時事を反映しており、字面のみからはうかがい知れない微意が込められている。本訳注では、この答案が踏まえる当時の時事や、この答案がもたらした反響などにも留意しつつ、その内容を検討したいと考える。

なお、本稿は「廷對」全体の前半部分の訳注である。残りの半分については別稿を期する。訳注の作成にあたっては、まずは「廷對」の冒頭から「以副陛下求治不已之心焉」までを福谷が、「夫所謂教化之實」から「猶準繩也」までを中嶋がそれぞれ下原稿を作成したが、それぞれ兩名で再三にわたり検討したため、全体を通して兩名の手が加わっている。また「はじめに」、「むすび」については、まずは前者を福谷が、後者を福谷と中嶋が執筆したが、これらも同様に兩名の検討を経ている。ここに本稿全体が兩名共同の業績であることを明記しておきたい。

## 一一 「延對」訳注

### 【凡例】

・底本には『陳亮集・増訂本』（中華書局、一九八七年八月）を用い、以下の諸本との校異を示した。ただし煩を避けるため、異体字・通仮字・同義語の類の異同は割愛した。

『龍川集』三十卷（『文淵閣四庫全書』所収）

『龍川文集』三十卷（『金華叢書』所収）

『龍川文集』三十卷（『叢書集成』初編、所収）

『龍川先生集要』六卷（『和刻本漢籍文集』第六輯、汲古書院、一九七八年二月）

なお校異においては、それぞれ「四庫本」、「金華本」、「集成本」、「和刻本」の略称を使用した。

・訳注は、原文・校異・注釈・通釈の順で並ぶ。

・通釈において（ ）を附した部分は、訳者の補注である。

### 廷對

朕以涼菲<sup>(1)</sup>、承壽皇付託之重、夙夜祗翼<sup>(3)</sup>、思所以遵慈謨、蹈明憲者甚切至也。臨政五年於茲、而治不加進、澤不加廣、豈教化之實未著、而號令之意未孚耶。士大夫<sup>(6)</sup>、風俗之倡也、朕所以勸勵其志者不爲不勤、而媮<sup>(7)</sup>惰之習猶未盡革。獄<sup>(8)</sup>、民之大命也、朕所以選任其官者不爲不謹、而冤濫之弊或未盡除。意者狃於常情則難變<sup>(9)</sup>、玩於虛文則弗畏乎。且帝者之世<sup>(10)</sup>、賢和於朝、物和於野、俗固美矣、然讒說殄行<sup>(11)</sup>、迺以爲慮。晝衣冠<sup>(12)</sup>、異章服、而民不犯、刑既措矣、然怙終賊刑<sup>(13)</sup>、必使加審、何也。得非薰陶訓厲自有旨歟。今欲、爲士者精白<sup>(14)</sup>承德而趨向一於正、爲民者遷善遠罪<sup>(15)</sup>而訟訴歸於平。名實於實而是非不能文其僞<sup>(17)</sup>、私滅於公而愛惡莫可容其情<sup>(18)</sup>、節儉正直之誼興行於庶位、哀矜審克之惠周浹於四方、果何道以臻此。子大夫待問久矣、咸造在廷、其

爲朕稽古今之宜、推治化之本、凡可以同風俗、清刑罰、成泰和之效者、悉意而條陳之、朕將親覽。

〔校異〕

a 媮：四庫本・金華本・集成本、「儉」に作る。 b 「罪」：四庫本・金華本・集成本、「臯」に作る。

c 廷：金華本・集成本、「庭」に作る。

〔注釈〕

(1) 涼菲：「涼菲」は、才徳が乏しいこと。南宋・周必大「故曾祖母楚國夫人野氏特贈秦國夫人」に「勅朕以涼菲之資、荷太上付託之重、方頼中外將臣、竭力以濟吾事、眷其先世、延以襍章、是惟施惠於前」(『周必大全集』、四川教育出版社、二〇一七年一月／三・八七六頁)とある。

(2) 承壽皇付託之重：「壽皇」は、南宋第二代皇帝の孝宗(在位一一六二―一一八九)を指す。孝宗は淳熙一六年(一一八九)二月、内禪によって、当時皇太子であつた光宗(在位一一八九―一一九四)に譲位し、自身は太上皇帝となる。「付託」とは、ここでは譲位することを指す。

(3) 夙夜祗翼：「夙夜」は、日夜のこと。『尚書』旅獒に「嗚呼、夙夜罔或不勤、不矜細行、終累大徳」とあり、いわゆる偽孔伝(孔安国伝)に「言當早起夜寐常勤於徳」(『十三經注疏整理本』、北京大學出版社、二〇〇〇年一月／三・三九一頁)とある。「祗翼」は、身を慎むこと。

(4) 臨政五年於茲：この殿試が行われた紹熙四年(一一九三)は、譲位の行われた淳熙一六年(一一八九)から数えて五年目にあたる。

- (5) 號令之意未孚耶：「孚」は、心服させること。『春秋左氏傳』莊公十年に「對曰、小信未孚、神弗福也」とあり、その杜預の注に「孚、大信也」(『十三經注疏整理本』／一六・二七五頁)とある。
- (6) 士大夫、風俗之倡也：例えば『宋史全文』卷二五・上に「(乾道六年冬十月)癸丑、湖南轉運副使黃鈞進對、論士大夫風俗不振。上曰、君相不當言命、士大夫不當言風俗。士大夫、風俗之本也」(黒龍江人民出版社、二〇〇五年一月／下・一七三二頁)とある。ここでは士大夫は、世の風俗を正す主体であるべきで、風俗を正される対象となるべきではないことが述べられている。
- (7) 媮惰之習猶未盡革：「媮惰」は、他者に迎合的で怠惰であること。「媮惰」に同じ。『韓昌黎集』卷九「答劉秀才論史書」に「愚以爲、凡史氏褒貶大法、春秋已備之矣。後之作者在據事跡實錄、則善惡自見、然此尚非淺陋媮惰者所能就、况褒貶邪」(『韓昌黎文集注釈』、三秦出版社、二〇〇四年二月／下・四七三頁)とある。
- (8) 獄、民之大命也：『漢書』卷八、宣帝本紀に「(元康二年)夏五月詔曰、獄者萬民之命、所以禁暴止邪、養育羣生也。能使生者不怨、死者不恨、則可謂文吏矣」(中華書局評点本／一・二五五頁)とあり、また同卷五一、路温舒伝に「夫獄者、天下之大命也、死者不可復生、劓者不可復屬。書曰、與其殺不辜、寧失不經」(八・二三六九頁)とある。
- (9) 玩於虛文：空虚な文章を遊ぶこと。『韓昌黎集』卷四「韋侍講盛山十二詩序」に「夫儒者之於患難、苟非其自取之、其拒而不受於懷也。若築河堤以障屋霑、其容而消之也、若水之於海、冰之於夏日。

其翫而忘之以文辭也、若奏金石以破蟋蟀之鳴、蟲飛之聲」(上・四四〇頁)とある。

(10) 帝者之世々俗固美矣：堯帝のもとに賢者が集まり、万人が和睦したことを指すか。『尚書』堯典に「克明俊德、以親九族。九族既睦、平章百姓。百姓昭明、協和萬邦。黎民於變時雍」とある。なお『尚書』堯典は、「帝典」と称されることもある。

(11) 讒説殄行：讒言して君子の行いを絶つこと。『尚書』舜典に「帝曰、龍、朕聖讒説殄行、震驚朕師」とあり、いわゆる偽孔伝に「殄、絶。……言我疾讒説絶君子之行而動驚我衆、欲遏絶之」(二・九七頁)とある。

(12) 畫衣冠、異章服、而民不犯、刑既措矣：『史記』卷一〇・孝文本紀に「十三年夏五月」蓋聞有虞氏之時、畫衣冠、異章服以爲僂、而民不犯。何則、至治也」(中華書局評点本／二・四二七頁)とある。また『漢書』卷六・武帝本紀に「(元光元年)五月、詔賢良曰、朕聞昔在唐虞、畫象而民不犯、日月所燭、莫不率俾」とあり、その顔子古注に「應劭曰、二帝但畫衣冠、異章服、而民不敢犯也。師古曰、白虎通云、畫象者、其衣服象五刑也。犯墨者蒙巾、犯劓者以赭著其衣、犯黥者以墨蒙其顔象而畫之、犯宮者屣、犯大辟者布衣無領」(一・一六〇頁)とある。

(13) 怙終賊刑：罪を反省しないものを死刑にすること。『尚書』舜典に「眚災肆赦、怙終賊刑。欽哉、欽哉、惟刑之恤哉」とあり、いわゆる偽孔伝に「眚、過。災、害。肆、緩。賊、殺也。過而有害、當緩赦之。怙姦自終、當刑殺之」、「舜陳典刑之義、勅天下使敬之、憂欲得中」(二・七八頁)とある。

(14) 精白承德：務め励んで、純粹に道德を稟受すること。『漢書』卷五一、賈山伝に「天下之士莫不精白以承休徳」とあり、その顔師古注に「師古曰、厲精而爲潔白也」(八・二三三三五頁)とある。

(15) 遷善遠罪：『漢書』卷四八、賈誼伝に「若夫慶賞以勸善、刑罰以懲惡、先王執此之政、堅如金石、行此之令、信如四時、據此之公、無私如天地耳、豈顧不用哉。然而曰禮云禮云者、貴絶惡於未萌、而起教於微眇、使民日遷善遠罪而不自知也。孔子曰、聽訟、吾猶人也、必也使毋訟乎。爲人主計者、莫如先審取舍。取舍之極定於内、而安危之萌應於外矣。安者非一日而安也、危者非一日而危也、皆以積漸然、不可不察也。人主之所積、在其取舍」(八・二二五二頁)とある。

(16) 名實於實：『莊子』逍遙遊に「許由曰、子治天下、天下既已治也。而我猶代子、吾將爲名乎。名者、實之賓也、吾將爲賓乎」とある。

(17) 私滅於公：『荀子』修身に「怒不過奪、喜不過予、是法勝私也。書曰、無有作好、遵王之道。無有作惡、遵王之路。此言君子之能以公義勝私欲也」とある。

(18) 節儉正直：清廉潔白であること。『毛詩』召南「羔羊」の小序に「召南之國、化文王之政、在位皆節儉正直、徳如羔羊也」とある。

(19) 哀矜：哀しみ憐れむこと。『論語』子張に「上失其道、民散久矣、如得其情、則哀矜而勿喜」とある。

(20) 周浹於四方：周圍へ行き渡ること。『荀子』君道に「古者先王審禮以方皇周浹於天下、動無不當

也」とある。

(21) 同風俗：『禮記』王制に「司徒修六禮以節民性、明七教以興民德、齊八政以防淫、一道德以同俗、養耆老以致孝、恤孤獨以逮不足、上賢以崇德、簡不肖以絀惡」とある。

(22) 清刑罰：『周易』予卦・彖伝に「天地以順動、故日月不過、而四時不忒。聖人以順動、則刑罰清而民服」とある。

(23) 成泰和之效：揚雄『法言』孝至に「或問泰和。曰、其在唐、虞、成周乎。觀書及詩温温乎、其和可知也」とある。

〔通釈〕

殿試の（出題文と）答案

朕は乏しい才徳でありながら、寿皇（孝宗）から讓位の大任を承け、日夜身を慎しみ、寿皇の教えに遵い、厳格な法度を守ることが、とても行き届いているように思う。しかし政務に臨んで今に至るまで五年というのに、治績は挙がらず、恩沢は広く及ばず、なんと教化の成果が現れず、号令の意図が信賴されていないことか。士大夫は、風俗を正す指導者である。だから朕は士大夫の気骨を勉励することに勤しんできたはずだが、迎合的で怠惰な習俗はまだ完全には改まらない。刑罰は、民に対する重要な命令である。朕は刑罰に関わる官吏を選任する際に慎重を期してきたが、冤罪の弊害は尽くは取り除かれていないようだ。思うに平常の情義に捉われれば変革しがたく、空虚な文飾を玩べば畏怖されない。いわんや聖帝（で

ある堯や舜)の世では、賢者は朝廷で仲睦まじく、万物は地方で和合し、その風俗はまことに美しかった。しかしそれでも讒言が君子の行いを邪魔することを心配したのである。(また堯や舜の治世では)刑に応じた衣服を着させ、章服(罪人の罪を示す服)を罪状に応じて区別し、それで民が罪を犯さなくなり、刑罰はもはや必要なくなった。しかし、罪を反省しないものを死刑にする際には、必ず更に審理したのは何故であろうか。思うに感化勉励ということには、自ずと方法があつたということではあるまいか。今、士たる者は、務め励んで純粹に道徳を稟受して正しくあるうとし、民衆は善へと移り罪から遠のき、裁判は公平となることを(朕は)願う。名称が実質に備わり、是非は偽りを装飾することはできず、私情は公義によつて滅却され、偏愛や憎悪を許容することなく、清廉潔白の美德は衆官を教化し、民への哀れみや裁判でよく審理することの恩情は四方にしみわたる、という状態に、一体どのようにして至ろうか。汝ら士大夫は下問を待つてすでに久しい。みな至つて朝廷におり、朕が古今の道義を考え、統治教化の根本を推し量るために、風俗を同じくして、刑罰を清明にし、太平をもたらす方法について、思うことを尽くして逐一述べよ。朕は自ら読むであろう。

臣對。臣聞人主以厚處其身、而未嘗以薄待天下之人、故人皆可以爲堯舜。而昔人謂其以己而觀之者、天地之性本同也。夫天祐下民、而作之君、作之師。禮樂刑政、所以董天下而君之也。仁義孝悌、所以率先天下而爲之師也。二者交脩而並用、則人心有正而無邪、民命有直而無枉、治亂安危之所由以分也。堯舜三

代之治所以獨出於前古者、君道師道無一之或闕也。後世之所謂明君賢主、於君道容有未盡、而師道則遂廢矣。夫天下之事、孰有大於人心之與民命者乎。而其要則在夫一人之心也。人心無所一、民命無所措、而欲論古今沿革之宜、究兵財出入之數、以求盡治亂安危之變、是無其地而求種藝之必生也、天下安有是理哉。

〔校異〕

a 董：和刻本、「董正」に作る。 b 所：和刻本、「亦」に作る。 c 率：四庫本、この字無し。 d 所：和刻本、「亦」に作る。

〔注釈〕

(1) 臣聞人主以厚處其身、而未嘗以薄待天下之人：『論語』衛靈公に「子曰、躬自厚而薄責於人、則遠怨矣」とあるのを踏まえる。この『論語』の言葉は、自己を厳しく律し、他者には強く求めないことを説くが、一方「廷對」の文章は、聖王たるものは自分だけでなく、他者に対しても厳格に接したと説き、そうであるから民衆を堯舜のような賢人へと教化できたのだ、と後文へ続ける。

(2) 故人皆可以為堯舜：人はみな聖人になることができるという道学の共通のスローガンである。例えば、北宋・周敦頤は『通書』「聖學」において「聖可學乎。曰、可」(『周敦頤集』、中華書局、一九九〇年五月／三一頁)といい、また北宋・程頤は『河南程氏文集』卷八「顔子所好何學論」において「聖人可學而至歟。曰、然」(『二程集』、中華書局、一九八一年七月／二・五七七頁)という。これらはいずれも『孟子』告子下に「曹交問曰、人皆可以為堯舜、有諸。孟子曰、然」とあるのを踏

まえつつ、その内容を敷衍したものであるといえる。

- (3) 作之君、作之師：『尚書』泰誓上に「天佑下民、作之君、作之師、惟其克相上帝、寵綏四方。有罪無罪、予曷敢有越厥志」とあり、また『孟子』梁惠王下に「書曰、天降下民、作之君、作之師。惟曰其助上帝、寵之四方。有罪無罪、惟我在、天下曷敢有越厥志。一人衡行於天下、武王恥之。此武王之勇也。而武王亦一怒而安天下之民。今王亦一怒而安天下之民、民惟恐王之不好勇也」とある。
- (4) 禮樂刑政：『禮記』樂記に「禮節民心、樂和民聲、政以行之、刑以防之、禮樂刑政、四達而不悖、則王道備矣」とある。

- (5) 民命有直而無枉：「民命」は、民衆の生命と理解した。「直」と「枉」については、『論語』顔淵に「子曰、知人。樊遲未達。子曰、舉直錯諸枉、能使枉者直。樊遲退、見子夏。曰、鄉也吾見於夫子而問知。子曰、舉直錯諸枉、能使枉者直、何謂也。子夏曰、富哉言乎。舜有天下、選於衆、舉皋陶、不仁者遠矣。湯有天下、選於衆、舉伊尹、不仁者遠矣」とあるのに基づく。

〔通釈〕

臣がお答え申し上げます。臣が聞きますに、人主は厚く己の身を修めつつ、いまだかつて天下の人に對しておぎなりに接することがなく、だから人はみな堯舜となることができましたのです。古の民衆はそのこと（君主の導きによって民衆が聖賢に到り得ること）を自分の視点から見て、天地から稟けた性はもともと（聖賢と）同じだ、と考えたのです。そもそも天は、下々の民衆を助けようと、（聖王を）彼らの君主

とし、彼らの先生としました。礼楽刑政は、それによって天下を正す方法であり、また君主であるための方法でございます。仁義孝悌は、それによって天下を導く方法であり、また先生であるための方法でございます。この二つはどちらも修めども行えば、人心は誠実で邪念はなく、民衆の生命は実直で曲がったものではなく、このようにして秩序と混乱とは分岐するのです。堯舜や夏殷周三代の治世が古の世の中で傑出しているのは、君主としての道と、先生としての道にまったく欠けているところがなかったからです。後世のいわゆる賢明な君主は、君主としての道においては欠けるところがあり、先生としての道は最後まで放り出したままでした。そもそも天下の事物に、人心と民衆の生命より重大なものがありませんか。そしてその枢要は一人の心（すなわち君主の心）にございます。人心に同一とするところがなく、民衆の生命に据え置くところがなければ、古今の沿革の道義を論じ、軍事や財政の出費や収入を調べ、それによって治乱や安危の変化を尽くそうとしても、土壌がないのに種が芽生えることを求めるようなもので、天下にどうしてこのような道理がございませうか。

臣恭惟皇帝陛下、謙恭求治、常若不及、深念夫人心之不易正、而民命之未易生全也、進臣等布衣於廷而賜以聖問曰、朕以涼菲、承壽皇付託之重、夙夜祇翼、思所以遵慈謨、蹈明憲者甚切至也。臣竊嘆陛下之於壽皇、莅政二十有八年之間、寧有一政一事之不在聖懷、而問安視寢之餘、所以察詞而觀色、因此而得彼者、其端甚衆、亦既得其機要而見諸施行矣。豈徒一月四朝而以爲京邑之美觀也哉。而聖問又曰、臨政五年

於茲、而治不加進、澤不加廣、豈教化之實未著、而號令之意未孚耶。臣於是知陛下求治若不及之心、如天之運而不已也。臣聞禹立三年、百姓以仁遂焉。推其本原、則曰克儉克勤、不自滿假而已。今時和歲豐、邊鄙不聳、亦幾古之所謂小康者。陛下猶察其治之不加進、澤之不加廣、而欲求其所謂教化之實、號令之意者、蓋深知人心之未易正、民命之未易生全也。臣請爲陛下誦君道師道、以副陛下求治不已之心焉。

〔考異〕

a 治：四庫本・金華本・集成本、「政」に作る。 b 豐：四庫本、「稔」に作る。

〔注釈〕

(1) 若不及：十分でないと受け止める。『尚書』伊訓に「嗚呼、先王肇修人紀、從諫弗拂、先民時若。

居上克明、爲下克忠、與人不求備、檢身若不及、以至于有萬邦、茲惟艱哉」とあり、いわゆる偽孔

伝に「使人必器之。常如不及、恐有過」とあり、孔穎達疏に「正義曰、檢謂自攝斂也。檢勅其身、

常如不及、不自大以卑人、不恃長以陵物也」(二・二四四頁)とある

(2) 莅政二十有八年之間：孝宗の在位(一一六二―一一八九)の二十八年間を指す。

(3) 問安視寢之餘：「視寢」は、寢所にうかがうこと。『春秋左氏傳』襄公二十一年に「不仁人間之、

不亦難乎。余何愛焉。使往視寢、生叔虎。美而有勇力。欒懷子嬖之。故羊舌氏之族及於難」とある。

(4) 察詞而觀色：『論語』顔淵に「子曰、是聞也、非達也。夫達也者、質直而好義、察言而觀色、慮以

下人。在邦必達、在家必達」とある。

- (5) 豈徒一月四朝而以爲京邑之美觀也哉：南宋の孝宗朝時の慣例では、皇帝は太上皇帝に対し、一月に四回の朝勤を行った。これについては、南宋・陳模『東宮備覽』卷四「問安」に「本朝紹興三十二年、立建王爲皇太子、制有曰、問安而至寢門、每謹三朝之禮、論學而在東序務崇四術之規」（文淵閣四庫全書本／六葉表）、「國朝孝宗之在建邸、必惓惓乎三朝之禮。異時繼統之後、每日一朝之請、尤切加意、而卒之一月四朝見、則亦勉遵高宗聖訓。恐廢萬幾而已、而非其初心也。廟號曰孝、宜哉」（七葉表）とあるのを参照。なおこの殿試が行われていた頃、光宗は孝宗に朝勤して孝養を尽くそうとせず、群臣がそのことを諫めても聞き入れられず、物議を醸していた。『宋史』卷四二九、陳亮伝に「時光宗不朝重華宮、羣臣更進迭諫、皆不聽、得亮策乃大喜、以爲善處父子之間。奏名第三、御筆擢第一」（中華書局評点本／三七・一二九四三頁）とある。これに対して陳亮は光宗の態度を諫めず、かえって孝宗に対して既に十分孝行を尽くしていると肯定しているのである。以上の経緯については、福谷彬『南宋道学の展開』（京都大学学術出版会、二〇一九年三月）、第三章「陳亮の「事功思想」と孟子解釈」（二五〇～一五一頁）を参照されたい。
- (6) 臣聞禹立三年、百姓以仁遂焉：『禮記』緇衣に「子曰、禹立三年、百姓以仁遂焉、豈必盡仁」とあり、その鄭玄注に「言百姓倣禹爲仁、非本性能仁。遂、猶達也」（『十三經注疏整理本』／一五・一七五三頁）とある。
- (7) 推其本原く不自滿假而已：『尚書』大禹謨に「帝曰、來禹、浚水倣予。成允成功、惟汝賢。克勤于

邦、克儉于家、不自滿假、惟汝賢。汝惟不矜、天下莫與汝爭能。汝惟不伐、天下莫與汝爭功」とある。

(8) 今時和歲豐、亦幾古之所謂小康者：當時南宋は北方の金朝と隆興の和議(一一六四年)を結んで以來、三十年近くの平和が続いていた。「小康」は、『禮記』禮運に「今大道既隱、天下爲家、各親其親、各子其子、貨力爲己、大人世及以爲禮。城郭溝池以爲固、禮義以爲紀。以正君臣、以篤父子、以睦兄弟、以和夫婦、以設制度、以立田里、以賢勇知、以功爲己。故謀用是作、而兵由此起。禹、湯、文、武、成王、周公、由此其選也。此六君子者、未有不謹於禮者也。以著其義、以考其信、著有過、刑仁講讓、示民有常。如有不由此者、在勢者去、衆以爲殃、是謂小康」とある。

〔通釈〕

臣が謹んで思いますに、皇帝陛下は真摯に安定を求めて、常にご自身はまだ至らぬものと認識され、かの人心を正すことができず、民衆の生命を保全できないことを深く憂慮し、布衣の臣らを朝廷にお召になって、御下問を賜って仰せになるには、「朕は乏しい才徳でありながら、寿皇から讓位の大任を承け、日夜身を慎しみ、そうすることで寿皇の教えに遵い、厳格な法度を守ることが、とても行き届いていたように思う」とございます。臣はひそかに感歎しております。陛下の寿皇(讓位後の孝宗)におかれまして、寿皇が政務に臨んでおられた二十八年の間、一つの政務でも陛下のお心のないものがございましたでしょうか。(光宗から孝宗への)朝夕のご挨拶やご機嫌うかがいの際には、孝宗の言葉を察したり顔色をう

かがったり、これらからあちらを知る方法は（間接的に孝宗のお心を知る方法は）、その糸口はとも多く、また陛下はすでにその要領を得てこれを実際に執り行っておられます。どうして一月に四回寿皇の下に朝勤に向かつて、都の美観とするだけでありましようか（既にそれ以上の孝養を行っておいでです）。また陛下のご下問には、「政務に臨んで今に至るまで五年というのに、治績は挙がらず、恩沢が広く及ばないのは、なんと教化の成果が現れず、号令の意図が信頼されていないことか」とございます。これを拝見して臣は、陛下が安定を求めて常にまだ至らぬものと認識されるお心が、あたかも天が運行して止まることがないかのようなことになりました。臣は、禹は即位して三年で、万民は仁に達したと聞きます。その政治の根本に遡れば、（国のために）力を尽くし、（家のために）儉約に努め、決して誇るこゝろがなかったと（『尚書』大禹謨に）あるだけです。今の世は、収穫は豊かで、辺境の防衛も恐れ慌てるよゝうなこともなく、古のいわゆる「小康」の世に近いと思われます。陛下はそれでも、その安定がこれ以上促進せず、恩沢がこれ以上広がらず、仰せになるところの「教化の成果」、「号令の意味」を求めておられますのは、思いますに、人心がまだ正されておらず、民衆の生命がまだ保全されていないことを深く知っておいでだからです。臣は陛下のために君主としての道と先生としての道をお話しし、陛下の安定を求めて止まることがないお心を、お助け致したく存じます。

夫所謂教化之實、則不可以頰舌而動之矣、仁義孝悌以盡人君之所謂師道可也。所謂號令之意、則不可以

權力而驅之矣、禮樂刑政以盡人君之所謂君道可也。

〔校異〕

a 驅：和刻本、「駟」に作る。

〔注釈〕

(1) 禮樂刑政：本抄訳七二頁、注釈(4)に既出。

〔通釈〕

そもそも陛下がおっしゃる「教化の成果」は、口先によつて人を動かすことができるものではありません。仁義孝悌をもつて、人君のいわゆる先生としての道を尽くしてこそできるのです。陛下がおっしゃる「号令の意図」は、権力によつて人を走らせることができるものではありません。礼樂刑政をもつて、人君のいわゆる君主としての道を尽くしてこそできるのです。

夫天下之學不能以相一、而一道德以同風俗者、乃五皇極之事也。極曰皇、而皇居五者、非九五之位則不能以建極也。以大公至正之道、而察天下之不協于極、不罹于咎者、悉比而同之、此豈一人之私意小智乎。無偏無黨、無反無側、以會天下於有極而已。吾夫子列四科、而廁德行於言語政事文學者、天下之長俱得而自進於極也。然而德行先之者、天下之學固由是以出也。周官之儒以道得民、師以賢得民、亦以當得民之二條耳。而二十年來、道德性命之學一興、而文章政事幾於盡廢、其說既偏、而有志之士蓋嘗患苦之矣。十年

之間、羣起而沮抑之、未能止其偏、去其僞、而天下之賢者先廢而不用、旁觀者亦爲之發憤以昌言、則人心何由而正乎。臣願陛下明師道以臨天下、仁義孝悌交發而示之。盡收天下之人才、長短小大、各見諸用、德行言語政事文學、無一之或廢、而德行常居其先、蕩蕩乎與天下共由於斯道、則聖問所謂士大夫、風俗之倡也、朕所以勸勵其志者不爲不勤、而媮惰猶未盡革、殆將不足憂矣。若使以皇極爲名、而取其媮惰者而用之、以陰消天下之賢者、則風俗日以媮、而天下之事去矣。

〔校異〕

a 大…和刻本、「太」に作る。 b 于…四庫本、「於」に作る。 c 于…四庫本、「於」に作る。 d 由…金華本・集成本、「繇」に作る。 e 才…和刻本、「材」に作る。 f 小大…四庫本、「大小」に作る。 g 由…金華本・集成本、「繇」に作る。 h 媮…四庫本・金華本・集成本・和刻本、「媮」に作る。 i 媮…四庫本・金華本・集成本・和刻本、「媮」に作る。 j 媮…四庫本・金華本・集成本・和刻本、「媮」に作る。

〔注釈〕

(1) 一道德以同風俗…本抄訳六九頁、注釈(21)に既出。

(2) 五皇極…『尚書』洪範に「次五曰建用皇極」、また「五、皇極。皇建其有極、斂時五福、用敷錫厥庶民」とある。「皇極」の語は、宋代では君主政治の理念を示す語と解され、北宋では王安石や蘇洵、南宋でも朱熹や陸九淵などによって多様な解釈がなされたことは、吾妻重二『朱子学の新研究 近世

士大夫の思想史的地平』第一部・第二篇・第一章（創文社、二〇〇四年九月／もと「洪範と宋代思想」、『東洋の思想と宗教』第三号、一九八六年六月）を参照。

(3) 九五之位：『周易』の九五。すなわち君主の位である五爻が、陽爻であることをいう。

(4) 不協于極、不罹于咎：『尚書』洪範に「凡厥庶民、有猷有爲有守、汝則念之。不協于極、不罹于咎、皇則受之」とある。

(5) 比而同之：『孟子』滕文公上に「曰、夫物之不齊、物之情也。或相倍蓰、或相什百、或相千萬。子比而同之、是亂天下也」とある。ここでは「みな一様の風俗を同じくすること」と解釈した。

(6) 無偏無黨、以會天下於有極而已：『尚書』洪範に「無偏無黨、王道蕩蕩。無黨無偏、王道平平。無反無側、王道正直。會其有極、歸其有極。」とある。

(7) 吾夫子列四科、而廁德行於言語政事文學者：『論語』先進に「子曰、從我於陳、蔡者、皆不及門也。德行、顏淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓。言語、宰我、子貢。政事、冉有、季路。文學、子游、子夏」とある。

(8) 周官之儒以道得民、師以賢得民：『周禮』天官冢宰・大宰に「以九兩繫邦國之民。……三曰師、以賢得民。四曰儒、以道得民」とある。

(9) 道德性命之學一興、而文章政事幾於盡廢：『陳亮集・增訂本』卷二四「送吳允成運幹序」に、「往三十年時、亮初有識知、猶記爲士者必以文章行義自名、居官者必以政事書判自顯、各務其實而極其所

至、人各有能有不能、卒亦不敢強也。自道德性命之說一興、而尋常爛熟無所能解之人自託於其間、以端慤靜深爲體、以徐行緩語爲用、務爲不可窮測以蓋其所無、一藝一能皆以爲不足自通於聖人之道也。於是天下之士始喪其所有、而不知適從矣。爲士者恥言文章行義、而曰盡心知性、居官者恥言政事書判、而曰學道愛人相蒙。……文章行義、政事書判、並舉兼能而不可掩、而道德性命之說正自不相妨也」(下・二七一頁)とあり、また同卷二七「與韓無咎尚書」に「本朝二百年之間、學問文章、政事術業、各有家法、其本末源流、班班可考。……不幸三四十年之間、廢置不講、後生小子不獲聞前輩緒論、皆以爲天下安有定法、各出意見、自立尺度、惟平者爲合律、奇者爲出倫耳」(下・三一頁)とある。

〔通釈〕

そもそも天下の学問は、一つにすることはできませんが、「道德を一にして以て(風)俗を同じくする」のが、『尚書』洪範の「五、皇極」のことです。極(＝準則)は皇(王のもの)であり、その皇は五に位置しますように、九五の(皇王)の位でなければ、準則を定めることはできません。大公至正の道をもつて、しかもそれが天下の「極に協はざるも、咎に罹らざ」る(準則に多少かなっていないなくても、咎悪にかからない)ことを明らかにすれば、みな「比べて之を同じくす」る(みな一様に風俗を同じくする)こととなり、どうしてそれが一個人の私意や小智となりましようか。「偏無く、党無く」(偏執も私党もなく)、「反無く、側無く」(逸れることも傾くこともない)であつてこそ、天下を準則に帰することができ、わが孔夫子は、四つの項目を並べて、「德行」「言語」「政事」「文学」と並べましたが、天

下の長所をいずれも備えて、自ら準則を定めていくのです。けれどもとりわけ「徳行」は先行して、天下の学はもとよりここから出発します。『周礼』（天官冢宰・大宰）の「儒は道を以て民を得、師は賢を以て民を得」もまた、民意を得るための二つの条目にあたります。けれどもここ二十年の間、道徳性命の学がたたび起こるや、文章や政事はほとんどみな廃れ、その説はすっかり偏って、志ある士もやはりこれに苦しみました。さらにここ十年の間、奮起してこれを阻止しましたが、その偏りをとどめ、その偽りをのぞくことはできず、天下の賢者は真つ先に捨てられ用いられませんでした。陛下のお側にいる者たちが、発憤して善言を申し上げようにも、それで人々の心がどうして正しくなりましょうか。私めが願いますに、陛下が先生としての道を明らかにして、天下に臨まれ、仁義孝弟をこもごも発して、お示しになされますることを。天下の人材をもれなく受け入れ、その長短や大小それぞれについて、その使いどころを見極めるのです。「徳行」「言語」「政事」「文学」は、一つとして捨てることなく、しかもつねに「徳行」を第一に据えて、のびのびと天下とともに斯道によつていけば、陛下の聖間におっしゃる「士大夫は、民衆を教化する指導者である。だから朕は士大夫の気骨を勉励することに謹んできたはずだが、迎合的で怠惰な風俗はまだ完全には改まらない」であつても、ほとんど憂慮するに足らないこととなりましょう。しかし皇極の名の下に、迎合的で怠惰な風俗を取り入れて、天下の賢者を蔑ろにしてしまつては、風俗は日に日に衰えて、天下の大事は失われてしまひましよう。

夫天下之情不能以自盡、而執<sup>1</sup>人柄以馭<sup>2</sup>臣民者、乃六三德之事也。強弱異勢、而隨時弛張者、人主所以獨運陶鈞而退<sup>3</sup>藏於密者也。用玉食不可同之勢、而察威福之有害<sup>4</sup>於家、凶於國者、悉取而執之、此豈臣下之所得而襲用乎。沈<sup>5</sup>潛剛克、高明柔克、以明<sup>6</sup>刑法之適平而已。吾夫子爲魯司寇、民有犯孝道者、不忍置諸刑、其說以爲教之不至則未庸以殺、而少<sup>7</sup>正卯則七日而誅之、蓋動搖吾民、不可一朝居也。周官之刑平國用中典、蓋不欲自爲輕重耳。而二三十年來、罪至死者、不問其情而皆附法以讞、往往多至於幸生、其事既偏、而平心之人皆不以爲然矣。數年以來、典刑之官遂以殺爲能、雖可生者亦傳以死、而廟堂或以爲公而盡從之、使奏讞之典反以濟一時之私意、而民命何從而全乎。臣願陛下盡君道以幸天下、禮樂刑政並出而用之。凡天下奏讞之事、長案碎款、盡使上諸刑寺、其情之疑輕者駁就寬典、至其無可出而後就極刑、皆據案以折之、不得自爲輕重、則聖問所謂獄、民之大命也、朕所以選任其官者不爲不謹、而冤<sup>8</sup>濫之弊或未盡除、殆將不足憂矣。若使以福威<sup>h</sup>在己、而欲一日盡去其冤濫、人之私意固不可信、而吾能自保其無私乎。不如付之有司之猶有準繩也。

〔校異〕

a 玉：和刻本、「王」に作る。 b 於：和刻本、「于」に作る。 c 於：和刻本、「于」に作る。 d 明：四庫本・和刻本、「期」に作る。 e 吾：四庫本、「我」に作る。 f 幸：金華本・集成本、「宰」に作る。 g 冤：四庫本、「寬」に作る。 h 福威：四庫本、「威福」に作る。

〔注釈〕

- (1) 執八柄以馭臣民者：『周禮』天官冢宰・大宰に「以八柄詔王馭群臣。一曰爵、以馭其貴。二曰祿、以馭其富。三曰予、以馭其幸。四曰置、以馭其行。五曰生、以馭其福。六曰奪、以馭其貧。七曰廢、以馭其罪。八曰誅、以馭其過」とある。また「八柄」について、同春官宗伯・內史には「掌王之八柄之法、以詔王治、一曰爵、二曰祿、三曰廢、四曰置、五曰殺、六曰生、七曰予、八曰奪」とある。
- (2) 六三德：『尚書』洪範に「次六曰又用三德」、また「六、三德。一曰正直、二曰剛克、三曰柔克」とある。
- (3) 退藏於密：『周易』繫辭上に「聖人以此洗心、退藏於密、吉凶與民同患。神以知來、知以藏往、其孰能與於此哉」とある。
- (4) 玉食不可同之勢・威福之有害於家、凶於國者：『尚書』洪範に「惟辟作福、惟辟作威、惟辟玉食、臣無有作福作威玉食。臣之有作福作威玉食、其害于而家、凶于而國。人用側頗僻、民用僭忒」とある。
- (5) 沈潛剛克、高明柔克：『尚書』洪範に「六、三德。一曰正直、二曰剛克、三曰柔克。平康正直、強弗友剛克、嬖友柔克。沈潛剛克、高明柔克」とある。
- (6) 吾夫子爲魯司寇く其說以爲教之不至則未庸以殺：『荀子』宥坐に「孔子爲魯司寇、有父子訟者、孔子拘之、三月不別、其父請止、孔子舍之。季孫聞之、不說、曰、是老也欺予、語予曰、爲國家必以孝、今殺一人以戮不孝、又舍之。冉子以告。孔子慨然歎曰、嗚呼。上失之、下殺之、其可乎。不教其民、而聽其獄、殺不辜也。三軍大敗、不可斬也。獄犴不治、不可刑也。罪不在民故也。嬖令謹誅、賊也。

今生也有時、斂也無時、暴也。不教而責成功、虐也。已此三者、然後刑可即也。書曰、義刑義殺、勿庸以即、予維曰未有順事。言先教也」とある。

(7) 少正卯則七日而誅之：同じく『荀子』宥坐に「孔子爲魯攝相、朝七日而誅少正卯。門人進問曰、夫少正卯、魯之聞人也、夫子爲政而始誅之、得無失乎。孔子曰、居、吾語女其故。人有惡者五、而盜竊不與焉。一曰心達而險、二曰行辟而堅、三曰言僞而辯、四曰記醜而博、五曰順非而澤。此五者有一於人、則不得免於君子之誅、而少正卯兼有之。故居處足以聚徒成群、言談足以飾邪營衆、強足以反是獨立、此小人之桀雄也、不可不誅也」とあり、また『史記』卷四七、孔子世家に「定公十四年、孔子年五十六、由大司寇行攝相事、有喜色。門人曰、聞君子禍至不懼、福至不喜。孔子曰、有是言也。不曰樂其以貴下人乎。於是誅魯大夫亂政者少正卯」(六・一九一七頁)とある。

(8) 刑平國用中典：『周禮』秋官司寇・大司寇に「大司寇之職、掌建邦之三典、以佐王刑邦國詰四方。一曰刑新國用輕典、二曰刑平國用中典、三曰刑亂國用重典」とあり、その鄭玄注に「平國、承平守成之國也。用中典者、常行之法」(九・一〇六〇頁)とある。

〔通釈〕

そもそも天下の情状は、陛下お一人で知り尽くすことはできませんが、「八柄を執りて(以て)群臣を馭す」(爵、祿、予、置、生、奪、廢、誅の八柄を執り行うことで、群臣を制御する)のが、『尚書』洪範の「六、三徳」のことです。強弱の勢いが異なれば、時に応じて弛張させますが、これが君主のみが

天下をめぐらせながら、「退きて密に蔵る」る（身を退けてそれを表にあらわさない）方法です。しかしうまい食べ物（君臣が）同じく享受できるものではないように、（臣下が）（慶賞の）福や（刑罰の）威を与えてしまつては、家を損い、国に凶事があることは明らかなので、（君主が）すべてを執行するのであつて、どうして臣下がこれらを手にして、それを乱用することがありましようか。「剛克を沈潜にし、柔克を高明にし」（剛強なものは抑え伏せるようにし、柔弱なものは高く引きあげるようにし）てこそ、刑法の適切公平さが明らかになります。わが孔夫子は、魯の司寇であり、民に孝道を犯す者がいれば、刑を下さず黙認することなどありませんでした。しかしその説には、（民への）教育が至らなければ、いまだ（刑を）用いて殺すことはないとのことです。しかし少正卯が（孔子が出仕して）七日目に誅殺されたのは、やはり民を動揺させたからであつて、一朝として生かしておけなかつたからなのです。『周礼』（秋官司寇・大司寇）に「平国を刑するに中典を用ふ」（平穩な国の刑罰は常行の法を用いる）とありますが、これはやはり、私的に罪の軽重をはからないということですが、ここ二、三十年の間、罪によつて死刑となつたものには、私情が差し挟まれることなく、みな法によつて裁かれました。往々にして、幸いにも生き長らえて、事実が枉げられてしまつたことは多いですが、公平な心をもつ者はみな、このようにはしませんでした。しかしここ数年の間、とうとう刑務の官が死刑を執行できるようになつて、生かしておくべき者も殺してしまつています。朝廷にはそれを公平として、完全に追認するものもおり、刑の判決は、かえつて一時の私意によつてなされてしまつています。これでは民の命は、何によつて全うできま

しようか。私めが願いますには、陛下が君主としての道を尽くし、天下に幸いをもたらし、礼楽刑政のいづれにもかかわられますことを。およそ天下の判決は、長大な文書を刑部より奏上せしめ、その情状の軽いと思われるものに対しては、かえって罪をゆるやかにし、これ以上に出すべき議論がないというまでに至って、刑を決定します。これらはいずれも文書に依拠して判決を下すのであって、私的に罪の軽重をはかるのでなければ、陛下の聖問におつしやる「刑罰は、民に対する重大な命令である。朕は刑罰にかかわる官吏を選任する際に、慎重を期してきたが、冤罪の弊害は尽くは取り除かれていないようだ」であつても、ほとんど憂慮するに足らないこととなりましょう。しかしもしも（慶賞の）福や（刑罰の）威は、陛下ご自身にありとして、一日にしてことごとくその冤罪や乱用をのぞかんとされましても、人々の私意はもとより信用に足らぬものであり、その無私たることは保証できませんようか。役人たちに対しては、やはり規則を定めるのがよろしいでしょう。

### 三 　　むすび

本稿は陳亮の「廷對」の前半部分を訳注した。残りの後半部分については別稿を期するとして、「むすび」では、本稿で扱った部分に現れる事柄について、①政治背景・反響、②文章表現の二つの側面から考

察したい。

### ①政治背景・反響

「はじめに」でも触れたように、陳亮の「廷對」は、殿試の試験官である皇帝光宗に引き抜かれて元へ選ばれた文章である。その内容はなぜ光宗の目に止まったのだろうか。そのことを知るためには、まず当時の政治情勢を知る必要がある。

光宗は南宋の第三代皇帝であったが、この「廷對」が書かれた翌年の紹熙四年（一一九四）に廢位さ  
れていることによく現れるように、統治者としての資質に問題のある暗愚な皇帝だったとされる。その中  
でも士大夫が問題視し、群臣がしばしば涕泣して諫めたとされるのが、実父で上皇の孝宗に対する非礼で  
あった。

その点に関わるのが、今回の訳注の前半に見える「豈徒一月四朝而以爲京邑之美觀也哉」という表現  
である。本抄訳七五頁、注釈（5）で示したように、当時光宗は孝宗に規定の孝養を尽くさなかったため  
に士大夫の間で物議を醸していたが、陳亮はかえって光宗は既に十分孝行していると賞賛することで、光  
宗の意に迎合したのであった。

この陳亮の答案に対して強い懸念を持ったのが当時の思想界の重鎮であり、陳亮の論敵でもあった朱  
熹であった。朱熹は、

最近の「都の人が美観を見る」とか「涕を出すこと沓若たり」というのも、その流弊の極地を見ること  
とができよう。（「以近日都人觀美、出涕沓若之章觀之、亦可見其流弊之所極矣。」『朱文公文集』卷四  
八、「答呂子約」三六（『朱子全書』、上海古籍出版社・安徽教育出版社、二〇〇二年一月／二二・  
二二一四頁）

と慨嘆している。朱熹はかつて陳亮と「義利王覇」論争を交わした際に、漢の高祖、唐の太宗を三代の聖  
王と同様の善なる心を持つ統治者と賞賛した陳亮の姿勢を厳しく批判した。朱熹にとってこの陳亮の「廷  
對」の内容は、朱陳論争時と同様の懸念を感じたことであろう。それはつまり、政治的・歴史的權威に対  
する迎合的な姿勢は、容易に誤りの追認につながるということである。結局、光宗は孝宗に対する態度を  
反省することなく、翌年には廢位されることを考えれば、朱熹の懸念は正しかったと思われる。

また、本訳注の後半部では、陳亮はここ二十年ほど「道德性命之學」が興隆し、「文章政事」は十分に  
顧みられていないと説いているが、これは当時の南宋朝廷における勢力情勢の変化を踏まえる。この「廷  
對」が行われた直近の二十年間は、孝宗治下の乾道から淳熙年間（一一六五―一一八九）にあたる。この  
時期には、道学の一派である浙学の領袖で、陳亮の先輩にあたる呂祖謙（伯恭、一一三七―一一八一）が  
太学の博士や科擧の試験官として人材育成、登用の面で影響力を強め、陸九淵、陳傅良や彼らの門人、そ  
して朱熹の門人などの次世代の道学派人士の登用が進んだ時期である。道学は峻厳な倫理観と思弁的な哲  
学とを特徴としており、「道德性命之學一興」とはこの時期の朝廷における道学派勢力の伸張を指すもの

と考えられる。また陳亮が「道德性命之學」と區別して「文章政事」を担うものと説き、また彼らが十年間に涉つて「道德性命之學」の偏りを抑えようとしてきたと説くのは、この時期に道学派勢力と党争状態にあつた反道学派勢力を指すと考えられる。淳熙年間の反道学派の中心的存在だった王淮（季海、一一二六—一一八九）は皇帝の詔勅文の代作を職能の一つとする中書舍人から宰相に上つており、またその縁者で数度に涉つて朱熹から弾劾を受け、争つたことで知られる唐仲友（興政、一一三六—一一八八）は蘇軾の愛好者で、また『帝王經世圖譜』のような制度考証に関する著作のある人物である。このように、反道学派は文章や制度を得意とする士大夫を多く含んでいた。陳亮はこの「廷對」で、「道德性命之學」だけでなく「文章政事」の重要性を強調することで、「道德性命」を特色とする道学だけでなく、「文章政治」を得意とする反道学派に連なる人士にも配慮した人材登用を促していると言える。（以上のような淳熙年間の党争状況については、福谷彬「淳熙の党争下での陸九淵の政治的立場——「荆國王文公祠堂記」をめぐる」、『南宋道学の展開』、京都大学出版会、二〇一九年三月、所収）を参照）。このように、陳亮の「廷對」の内容は当時の南宋朝廷の状況を強く踏まえたものと言える。

## ②文章表現

本稿で取り上げた「延對」は、光宗皇帝の出題文（策問）と、それに対する陳亮の答案（対策）からなるが、これらを一読すれば、そこに対偶表現が多用されていることに気づかされる。とりわけ本稿で取り

上げた箇所の後半部分には、多少の乱れはあるものの、長大な対偶表現が用いられており特筆に値する。以下、その該当箇所を上下に並べて、陳亮の対策に見える対偶表現を確認していきたい。

夫天下之學不能以相一、而一道德以同風俗者、乃五皇極之事也。極曰皇、而皇居五者、非九五之位則不能以建極也。以大公至正之道、

夫天下之情不能以自盡、而執八柄以馭臣民者、乃六三德之事也。強弱異勢、而隨時弛張者、人主所以獨運陶鈞而退藏於密者也。用玉食不可同之勢、

而察天下之不協于極、不罹于咎者、悉比而同之、此豈一人之私意、小智乎。無偏無黨、無反無側、以會天下於有極而已。吾夫子列四科、而廁德行於言語政事文學者、天下之長俱得而自進於極也。

而察威福之有害於家、凶於國者、悉取而執之、此豈臣下之所得而襲用乎。沈潛剛克、高明柔克、以明刑法之適平而已。吾夫子爲魯司寇、民有犯孝道者、不忍置諸刑、其說以爲教之不至則未庸以殺、而少正卯則七日而誅之、蓋動搖吾民、不可一朝居也。周官之刑平國用中典、

也。周官之儒以道得民、師以賢得民、亦以當得民之二條耳。而二十年來、道德性命之學一興、而文章政事幾於盡廢、其說既偏、而有志之士蓋嘗患苦之矣。十年之間、羣起而沮抑之、未能止其偏、去其僞、而天下之

蓋不欲自爲輕重耳。而三十年來、罪至死者、不問其情而皆附法以讞、往往多至於幸生、其事既偏、而平心之人皆不以爲然矣。數年以來、典刑之官遂以殺爲能、雖可生者亦傳以死、而廟堂或

賢者先廢而不用、旁觀者亦爲之發憤以昌言、

則人心何由而正乎。臣願陛下明師道以臨天

下、仁義孝悌交發而示之。盡收天下之人才、

長短小大、各見諸用、德行言語政事文學、無

一之或廢、而德行常居其先、蕩蕩乎與天下共由

於斯道、則聖問所謂士大夫、風俗之倡也、朕所

以勸勵其志者不爲不勤、而媿惰猶未盡革、殆

將不足憂矣。若使以皇極爲名、而取其媿惰者而用

之、以陰消天下之賢者、則風俗日以媿、而天下之

事去矣。

以爲公而盡從之、使奏讞之典 反以濟一時之

私意、而民命何從而全乎。臣願陛下盡君道以幸天

下、禮樂刑政並出而用之。凡天下奏讞之事、

長案碎款、盡使上諸刑寺、其情之疑輕者駁就寬典、

至其無可出而後就極刑、皆據案以折之、不得自爲

輕重、則聖問所謂 獄、民之大命也、朕所

以選任其官者不爲不謹、而冤濫之弊或未盡除、殆

將不足憂矣。若使以福威在己、而欲一日盡去其冤

濫、人之私意固不可信、而吾能自保其無私乎。不

如付之有司之猶有準繩也。

さてここで注目したいのは、これらの冒頭にあたる部分である。それぞれ『禮記』王制「一道德以同俗（道德を一にして以て俗を同じくす）」、『周禮』天官冢宰・大宰「以八柄詔王馭群臣（八柄を以て王に詔して群臣を馭す）」が踏まえているが、それぞれ「一道德以同風俗」、「執八柄以馭臣民」と、字句を整えたうえで引かれているのである。ここから陳亮が、経書の文言を正確に引用することよりも、ときに対偶表現の美麗さを優先していたことが窺える。のちに科挙試験の答案の文体として「八股文」が生み出さ

れ、各分股において必ず対偶表現が用いられるようになる。しかしすでに宋代においても、科挙の答案に、このような長大な対偶表現が用いられることはあった。本訳注で取り上げた「延對」は、その好例といえるものであろう。